

益城町_公私連携保育法人募集要綱（公私連携型保育所_第4保育所）

益城町では、5園の保育所を直接運営していますが、保育士や調理員が不足傾向にあり、施設の老朽化も進んでいるため、今後の「町立保育所」のあり方を検討する時期となり、令和4年度に「町立保育所のあり方検討委員会（以下「検討委員会」という。）」を組織し、そのあり方を検討してきました。

検討委員会から、今後も、町立保育所5園を継続して益城町が運営することは難しく、民間活力を活用し、「公私連携型保育所」へ移行することが一番望ましい有効な選択肢であるという答申を受け、町にて、第3保育所と第4保育所を公私連携型保育所に移行することを決定しました。

詳細については、検討委員会からの答申を確認ください。

https://www.town.mashiki.lg.jp/ki_ji0036252/index.html

この答申に沿って、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第56条の8第1項に規定する公私連携保育法人として保育所の運営を行う法人を次のとおり募集します。

○ 本募集要綱のスケジュール

	実施事項	実施時期
1	募集開始	令和6年4月22日 月
2	第1回_質疑応答	令和6年4月22日 月 ～ 令和6年5月13日 月
3	第1回_施設見学会	令和6年5月11日 土
4	参加表明受付期間	令和6年4月22日 月 ～ 令和6年5月27日 月
5	事前審査結果通知	令和6年6月11日 火
6	第2回_施設見学会	令和6年6月12日 水 ～ 令和6年6月20日 木
7	第2回_質疑応答	令和6年6月12日 水 ～ 令和6年6月21日 金
8	企画提案書提出期間	令和6年6月12日 水 ～ 令和6年7月10日 水
9	プレゼンテーション審査（予定）	令和6年7月16日 火 ～ 令和6年7月19日 金
10	審査結果通知	令和6年7月下旬

1 法人の要件

- (1) 「社会福祉法人」（以下「応募資格法人」という。）の法人格を有すること。
- (2) 法人の本部が、熊本県内にあり、緊急時に統括責任者が益城町へ駆け付けられること。
- (3) 令和6年4月1日現在、熊本県内で、認可保育所（保育所、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園）を直接運営し、かつ、5年以上運営した経験を有すること。
- (4) 社会福祉事業に熱意と識見を有する者であること。
- (5) 申請時において、自己資金として、益城町立第4保育所の年間事業費の12分の1に相当する額（900万円程度）以上の自己資金を有すること。
- (6) 新園舎設置に対応できる自己負担能力（福祉医療機構等からの借入を予定する額を含む。）を有すること。
- (7) 法第35条第5項各号に掲げる基準に適合していること。
- (8) 法令、関係通知等を遵守し、申請をした法人自らが公私連携型保育所を運営すること。
- (9) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 過去に法第58条各項の規定による認可の取消しを受けた者
 - イ 過去に子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第40条第1項の規定による確認の取消し又はその全部若しくは一部の効力の停止を受けた者
 - ウ 地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づく指定管理者の指定を取り消された者（法人の責めに帰することができない指定の取消しを除く。）
 - エ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4各項の規定に該当する者（地方公共団体の一般競争入札の参加資格に抵触する者に該当する者）
 - オ 益城町から益城町物品購入及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成21年益城町告示第47号）に基づく指名停止を受けている者
 - カ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続を開始している者
 - キ 法人の代表者その他の役員が暴力団等の暴力的組織の構成員である者その他公序良俗の観点から公私連携保育法人としてふさわしくない者であると認められる者
 - ク 法人の代表者その他の役員又はその使用人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の3（強制執行行為妨害等）又は第198条（贈賄）に違反する容疑があったとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しな

い者

ケ 益城町職員が役員及び構成員となっている者

コ 法人税及び法人住民税について滞納がある者

2 公私連携型保育所に移行させる施設の概要

(1) 名称 益城町立第4保育所

(2) 所在地 上益城郡益城町大字木山567番地の1

(3) 既存施設概要

ア 構造 鉄筋コンクリート造 平屋建て

イ 敷地面積 2,968.26㎡

ウ 延床面積 605.54㎡

エ 設置年月 昭和57年4月 平成12年増築

オ 施設内容

事務室	24.50㎡
乳児室	26.41㎡、調乳室 6.29㎡
沐浴室	5.13㎡
保育室(すみれ)	52.5㎡
保育室(たんぽぽ)	48.75㎡
保育室(きく)	48.75㎡
保育室(ふじ)	45.00㎡
保育室(さくら)	80.00㎡
調理室	25.00㎡
休憩室	18.00㎡
児童トイレ(3か所)	28.00㎡
その他	197.21㎡

カ 利用定員 100人

(0歳8人、1歳15人、2歳17人、3歳18人、4歳20人、5歳22人)

キ 入所人数 103人(令和6年3月1日現在)

(0歳7人、1歳15人、2歳16人、3歳20人、4歳21人、5歳24人)

95人(令和6年4月1日時点)

(0歳4人、1歳14人、2歳18人、3歳19人、4歳19人、5歳21人)

3 公私連携保育法人の指定に係る協定

法第56条の8第2項の規定により、公私連携保育法人の指定に当たり、あらかじめ次

に掲げる事項について定める協定を締結することとします。

(1) 協定の目的となる公私連携型保育所の名称及び所在地

町立第4保育所（※協議の上、名称を「木山保育所」に変更する予定です。）

上益城郡益城町大字木山567番地の1

(2) 公私連携型保育所における保育・子育て支援事業に関する基本的事項

別紙1の公私連携保育法人が行う保育及び子育て支援事業の基準（以下「別紙1の基準」という。）によることとします。

なお、延長保育事業（子ども・子育て支援法第59条第2号の時間外保育であって、同号に規定する利用時間帯以外の時間において行うものをいう。以下同じ。）を必須とします。また、保育の提供に関し、当分の間は、現益城町立第4保育所における保育の方針及び方法等を踏襲し、一方的に無理な変更は行わないこととします。

また、副食費や延長保育事業に係る保護者の負担金は、町内統一としており、独自設定はできません。

保育所を「認定こども園」に変更することを希望する場合は、町子ども・子育て支援事業計画の見直しが必要となります。また、県への認可変更も必要となりますので、連携協定後の調整となります。

(3) 益城町による必要な設備の貸付け、譲渡その他の協力に関する事項

現益城町立第4保育所の土地（2,968.26㎡）については無償での貸付けとします。

なお、保護者駐車場に関しては借地であるため、公私連携保育法人が必要と考える場合は、地権者との交渉が別途必要です。

また、現益城町立第4保育所園舎（付属家含む。）、リース物件を除く既存備品については、無償で譲渡します。

リース物件に関しては、益城町が契約している賃貸借を継承するものとします。

【発注日時点_リース物件】

・複合機 リース満了日 令和10年8月まで 月額17,589円

リース会社 NX・TCリース&ファイナンス(株)熊本営業所

(4) 協定の有効期間

公私連携保育法人の指定の日から起算して3年以上で、かつ、5年を超えない範囲で益城町が定めるものとします。ただし、町長が、協定に基づく保育の提供などが適切に行われているかについて、定期的に（7）オの事業報告書等により確認した上で、協定の内容について必要な見直しを行い、協定の期間を更新するものとします（法第56条の8第11項の規定に基づく公私連携保育法人の指定の取消し（以下「指定取消し」

という。)をするときを除く。)。なお、当該指定の日は、(7)カの調整保育業務に必要と認める期間等を考慮し、令和6年4月1日から令和7年4月1日までの間で定めることとします。

(5) 協定に違反した場合の措置等

益城町は、公私連携保育法人が正当な理由なく協定に従って公私連携型保育所を運営していないと認めるときは、是正、改善その他の必要な措置を指示するものとします。公私連携保育法人が当該指示に従わず、若しくは当該指示に基づく措置が十分でないとき、又は協定に従って公私連携型保育所を運営していないことが児童福祉に有害であると認められるときは、法第56条の8第10項の勧告を行うものとし、当該勧告に従わない場合は、指定取消しをすることがあります。

なお、指定取消しをした場合は、当該指定取消しの日において協定が解除されたものとみなします。

また、法第56条の8第7項の規定による立入検査等において、公私連携保育法人が実施する保育等が遵守すべき法令等の設備・運営基準に達せず、法第46条第3項又は第4項の規定による処分が行われる必要があると認めるときは、熊本県に対し法第56条の8第9項の規定による通知をします。

(6) 公私連携保育法人が行ってはならない行為

ア 保育等を第三者に委託し、又は請け負わせること（あらかじめ益城町の承諾を得て保育等の内容又は保育等に伴う業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることを除く。）。

イ 益城町の承認を得ずに、公私連携型保育所を協定に定める保育その他の事業以外の用途に供すること。

ウ 益城町の承認を得ずに、公私連携型保育所の用地の形状又は形質を変更すること。

エ 公私連携型保育所を転貸すること。

オ 益城町の承認を得ずに、公私連携型保育所の用地に建築物を建築し、又は工作物を設置すること。

カ アからオまでに定めるほか、協定に関し重大な背信となる行為を行うこと。

(7) その他公私連携型保育所の設置及び運営に関し必要な事項

ア 公私連携保育法人は、現園舎で保育の提供を行いながら、協定後、別紙1の基準を満たしていると益城町が判断した場合は、令和11年度までに益城町が指定する木山校区（木山、宮園）の町有地の貸与を受け、自らの費用により、新園舎を建築し、新園舎での供用開始をするものとします。

なお、公私連携保育法人によるこの新園舎の建築に対し、益城町は、就学前教育・保育施設整備交付金を活用し、本交付金の基準額の3/4を交付できるよう国に協議を行います。

また、新園舎の利用定員については、現行の100人とし、公私連携保育法人は、期日までに新園舎の建築を行うものとします。なお、本交付金の性質上、国からの内示前の交付は不可能となります。設計の着手にあたっては、このことを十分に注意し、行ってください。

- イ 公私連携保育法人は、新園舎の建築に当たり、上記アの利用定員の内訳について、3歳未満児、特に1、2歳児の定員を可能な限り手厚く配分するものとします。
- ウ 新園舎の竣工、新園舎への引越後は、法人において現園舎の解体・撤去をするものとします。なお、当該解体・撤去についても、アに規定する補助金の交付対象とします。
- エ 公私連携型保育所における業務の実施に当たっては、法その他の関係法令及び益城町の関係条例・規則その他の規定を遵守しなければなりません。
- オ 別に定める様式により年度ごとに事業計画書と事業報告書をそれぞれ町長が指定する日までに提出するものとします。
- カ 候補法人（13の審査及び選考により公私連携型保育法人の候補者として選定された法人をいう。以下同じ。）は、指定に先立ち、6か月を上限に町長が必要と認める期間は、現在の益城町立第4保育所に候補法人の職員である保育士等を派遣し、次に掲げる引継ぎの内容を踏まえ、調整保育業務（個々の子どもの状況等を把握するとともに、益城町立第4保育所に入所する子ども及び当該子どもの保護者との信頼関係を構築することを目的として、法人の雇用する保育士等が現保育士等と共同で保育を実施することをいう。）に従事させるなど、適切に引継ぎを行うものとします。この調整保育業務に必要な経費については、候補法人と協議の上、益城町が予算に計上し、派遣の実績に基づき負担するものとします。ただし、町長が調整保育業務を必要としないと認める場合は、この限りではありません。
 - (ア) 子どもに関する健康・発育状況などの記録をもとに、子ども一人一人の生活の様子や状況などを調整保育業務等により確実に引継ぎを行うこと。
 - (イ) 保育目標や保育計画、指導計画、各クラスにおける保育の内容や子どもの受け入れと引き渡しなど日々の保育の流れ、年間行事、月間行事、給食、保健衛生、施設管理、安全対策、保護者・地域との関係など運営全般について引継ぎを行うこと。

キ 候補法人は、カ(ア)及び(イ)に定める引継ぎの内容を標準として、益城町の承認を受けた上で、引継ぎに係る計画を策定するものとします。益城町は、この計画に基づく引継ぎの進捗を管理し、必要に応じて指導を行うものとします。

ク 管理口座及び区分経理については、公私連携保育法人が運営する公私連携型保育所に係る経費及び収入は、法人自体の口座とは別の口座で適切に管理し、公私連携型保育所の業務に係る経理とその他の業務に係る経理を区分して整理するものとします。

ケ 公私連携保育法人は、保育所において2年以上の所長の実務経験を有する者を公私連携型保育所の専任の所長として配置するものとします。

コ 公私連携保育法人は、別紙1の基準に基づき、安定した雇用条件の下、質の高い職員を確保し、経験と年齢のバランスが取れた職員配置とするものとします。

サ 公私連携型保育所の運営の開始に当たっては、益城町と協議し、その承諾を得た上で、現益城町立第4保育所に勤務する会計年度任用職員をできる限り採用し、保育の連続性の確保に努めるものとします。ただし、町長が必要ないと認めるときはこの限りでありません。なお、当該採用に当たっては、町と協議することとします。

シ その他公私連携型保育所の設置及び運営に関し、町長が必要と認める事項については別に定めることとします。

4 委託費等の支払

(1) 委託費

益城町は、毎月初日における年齢ごとの在籍児童の人数に応じて、子ども・子育て支援法附則第6条第1項に規定する委託費を支払います。なお、児童が月途中に入所し、又は退所した場合は、年度末に精算を行います。

(2) 委託料及び補助金

ア 委託料（延長保育事業補助金相当額）

益城町は、益城町延長保育事業補助金交付要項（平成27年益城町告示第76号）の規定に準じて、法人が実施する延長保育事業の実績に応じて委託料を支払います。

イ 運営補助金（障害児保育事業費補助金相当額）

益城町は、益城町障害児保育事業補助金交付要綱（平成15年益城町告示第13号の1）の規定に準じて、法人が実施する障害児保育事業の実績に応じて補助を行います。

ウ 令和7年度以降、益城町内の私立保育所に対して実施する補助事業（保育補助者雇上強化事業等）について補助を行います。

5 募集要綱の配布

- (1) 問合せ先 益城町役場こども未来課保育係（益城町大字宮園702番地）
- (2) 配布開始 令和6年4月22日（月）
- (3) 配布方法 益城町ホームページ

※ 応募書類については、窓口での配布はしておりませんので、ご注意ください。

6 募集要綱等についての質疑（第1回質疑応答）

- (1) 質疑締切 令和6年5月13日（月）午後5時まで
- (2) 提出様式 益城町ホームページに掲載する別紙4質問書による。
- (3) 提出方法 益城町役場こども未来課保育係へメールで送信してください。

(E-mail : hoiku-propo@town.mashiki.lg.jp)

メール送信後は、着信の確認をしてください。

- (4) 回答方法 提出された質問に対する回答は、令和6年5月17日（金）までに益城町ホームページに掲載します。

7 第1回施設見学会（任意）

下記のとおり、見学会を開催します。見学を希望する場合は、申込をお願いします。

- (1) 日 時 令和6年5月11日（土）午前9時30分（30分程度）
- (2) 会 場 益城町立第4保育所（益城町大字木山567番地の1）
- (3) 内 容 公私連携保育法人募集に関する施設見学（益城町立第4保育所）
- (4) 申込み

令和6年5月1日（水）午後5時までに別紙3の1（益城町公私連携保育法人募集見学参加申込書）に記入の上、メールにより、益城町役場こども未来課保育係宛に送信してください。（E-mail : hoiku-propo@town.mashiki.lg.jp）

メール送信後は、着信の確認をしてください。

5月2日（木）午後5時までに受付票を返信しますので、ご持参ください。受付票がない場合、参加はできませんので、ご注意ください。

(5) 注意事項

申込者全体の見学会になります。会場での質問に関しては一切受け付けません。質疑がある場合は、質疑応答期間に質問ください。また、見学会当日は、土曜保育を実施中であるため、当日体調が優れない場合は、参加を控えてください。

8 参加表明受付期間

- (1) 提出先 益城町役場こども未来課保育係（益城町大字宮園702番地）
- (2) 提出期間 令和6年4月22日（月）から5月27日（月）まで

- (3) 受付時間 午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで
- (4) 提出方法 事前に連絡のうえ、直接持参してください。郵便等による提出は、受け付けません。

(5) 提出書類

別紙2（益城町公私連携保育法人指定申請書類）に記載の書類のうち、次の書類を提出してください。

- ① 益城町公私連携保育法人指定申請書 別記第1号様式
- ② 公私連携型保育所職員計画書 別記第1号様式の別添1
- ③ 公私連携型保育所運営等に関する調書 別記第1号様式の別添4
(その1及びその2)
- ④ 指導監査指摘事項調書 別記第1号様式の別添6
- ⑤ 別紙2 益城町公私連携保育法人指定申請書類

(10) その他の提出書類 ア～コ

9 事前審査

(1) 書類審査（第1次選考）

提出された書類について、書類審査を実施します。

申請者の出席は、必要ありません。

ア 日程 令和6年5月下旬～6月上旬（予定）

イ 会場 益城町役場

(2) 選考基準

別紙1の基準に掲げる事項について、書類により、次に掲げる選考基準に従って審査します。

選考基準

項目	No.	評価項目	評価内容	小計
第一次選考	1	事業者の基本方針	経営・保育所運営の基本理念について	24
			保育目標・方針について	
			児童福祉事業への熱意について	
			応募動機について	
	2	経営の安定性と計画の妥当性	事業者の経営状態と事業の継続性について	54
			保育所の運営実績	
			保育所以外の児童福祉事業の運営実績	
			危機管理に関する考え方について	
			引継ぎの計画と在園児・保護者への配慮	
	3	指導監査状況	指導監査の指摘事項について	27

(3) 審査結果の通知

上記の選考基準に基づき、**5事業者程度**を書類審査にて選定します。

審査結果については、令和6年6月11日（火）までに文書にて通知します。

10 第2回施設見学会

「8 事前審査」にて、選定を受けた事業者の方向けに「町立第4保育所」の施設見学会を実施します。

なお、選定を受けた事業者の方は、できる限り出席をしてください。

(1) 日 時 令和6年6月12日（水）から6月20日（木）まで（1時間程度）

※ 時間については、別途指定します。

(2) 会 場 益城町立第4保育所（益城町大字木山567番地の1）

(3) 内 容 公私連携保育法人募集に関する施設見学（益城町立第4保育所）

(4) 申込み

令和6年6月11日（火）午後5時までに別紙3の2（益城町公私連携保育法人募集見学参加申込書）に記入の上、メールにより、益城町役場こども未来課保育係宛に送信してください。6月12日（水）8時までに受付票を返信しますので、ご持参ください。受付票がない場合、参加はできませんので、ご注意ください。

11 施設見学後の質疑（第2回質疑応答）

(1) 質疑期間 令和6年6月12日（水）から6月21日（金）午後5時まで

- (2) 提出様式 益城町ホームページに掲載する別紙4質問書による。
 (3) 提出方法 益城町役場こども未来課保育係へメールで送信してください。

(E-mail : hoiku-propo@town.mashiki.lg.jp)

メール送信後は、着信の確認をしてください。

- (4) 回答方法 提出された質問に対する回答は、令和6年6月26日(水)までに選
 定を受けた事業者の方全員に返信します。

12 企画提案書提出期間

- (1) 受付期間 令和6年6月12日(水)から7月10日(水)まで
 (2) 受付時間 午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで
 (3) 提出部数

(6) 提出書類	原本	副本
①～⑦	1部	7部
⑧	1部	

- (4) 提出先 益城町役場こども未来課保育係

※ 事前に連絡のうえ、直接持参してください。郵便による提出は、受け付けません。

- (5) 提出形式

提出形式は、別紙2(益城町公私連携保育法人指定申請書類について)を参照して
 ください。

また、各書類には、ページ番号、表紙・目次を付けるとともに、左綴じとし、書類
 名(略称可)が分かるよう右端にインデックスを添付して、A4判のファイルに綴じ
 てください。その際の書類の順番は、別紙2(益城町公私連携保育法人指定申請書類
 について)に掲げる順番にしてください。

- (6) 提出書類

別紙2(益城町公私連携保育法人指定申請書類)に記載の書類のうち、次の書類を
 提出してください。

- | | |
|----------------------------------|-------------|
| ① 益城町公私連携保育法人指定申請書 | 別記第1号様式 |
| ② 保育所職員体制調書 | 別記第1号様式の別添2 |
| ③ 所長予定者の経歴書 | 別記第1号様式の別添3 |
| ④ 公私連携型保育所運営等に関する調書
(その1～その4) | 別記第1号様式の別添4 |
| ⑤ 申請に係る誓約書 | 別記第1号様式の別添5 |
| ⑥ 収支シミュレーション | 別記第1号様式の別添7 |

⑦ 収支シミュレーション（人件費内訳） 別記第1号様式の別添8

⑧ 別紙2 益城町公私連携保育法人指定申請書類

(10) その他の提出書類 サ～ス

13 審査及び選考に関する事項

公私連携保育法人選考等委員会による書類審査及びプレゼンテーション審査を経て、町長が公私連携保育法人の候補者を選定します。

(1) 面接審査（第2次選考）

公私連携保育法人選考等委員会によるプレゼンテーション審査を実施します。

会場への入室は、1事業者あたり3名までとし、必ず法人理事長（担当理事又は本事業の責任者でも可）と園長予定者や主任保育士予定者、会計担当者など法人の代表者として責任をもって対応できる方の出席をお願いします。

ア 日 程 令和6年7月16日（火）～19日（金）（予定）

※ 詳細は、令和6年7月12日（金）までに別途連絡します。

イ 会 場 益城町役場

(2) 選考基準

別紙1の基準に掲げる事項について、書類及び面接により、次に掲げる選考基準に従って審査します。なお、「9 事前審査」により、配点をした点数を引継ぎます。

選考基準

項目	No.	評価項目	評価内容	小計
第一次選考	1	事業者の基本方針	経営・保育所運営の基本理念について	24
			保育目標・方針について	
			児童福祉事業への熱意について	
			応募動機について	
	2	経営の安定性と計画の妥当性	事業者の経営状態と事業の継続性について	54
			保育所の運営実績	
			保育所以外の児童福祉事業の運営実績	
危機管理に関する考え方について				
3	指導監査状況	引継ぎの計画と在園児・保護者への配慮	27	
		指導監査の指摘事項について		
第二次選考	4	事業の運営方針	職員の人材確保のための方策	70
			職員に対する研修及び人材育成に対する考え方	
			職員の人件費の設定・福利厚生についての考え方	
			年間保育計画・指導計画策定及び評価に向けての考え方	
			児童虐待に関する対応について	
			要望、苦情に対する対応について	
			子どもの人権について	
			給食提供体制	
			個人情報保護の取扱いについて	
	医療的ケア児、障がいを持った児童等の受け入れについて			
	5	公私連携型保育所としての適格性	地域との連携・交流	25
			特色ある保育サービスについて	
			町の保育事業への貢献について	
				200

※ 同一項目について、過半数の委員が4割以下の点数を付けた項目がある場合又は、総獲得点数の平均点が7割に満たない場合は、その事業者は選定されないものとする。

(3) 選考結果の通知

ア 面接審査（第2次選考）

面接審査の結果を文書により通知します。通知の時期は、原則として審査の日から10日以内とします。

イ その他

審査の結果、公私連携保育法人の候補者としての基準を満たす法人がない場合は、「該当なし」として、改めて公募を行います。

14 公私連携保育法人の指定

候補法人との間で、あらかじめ協議の上、3に規定する協定を締結し、当該法人を公私連携保育法人として指定するものとします。

15 協定が締結できない場合の措置等

候補法人が、次に掲げる事項のいずれかに該当することになった場合は、町は協定を締結せず、又は協定を解除し、公私連携保育法人の指定をしないことがあります。この場合において、益城町は13(1)の面接審査で次順位となった法人（候補者としての基準を満たす法人に限る。）を公私連携保育法人の候補者とし、協議の上、3に規定する協定を締結し、当該法人を公私連携保育法人として指定するものとします。

- (1) 1に規定する法人の要件を欠いたとき。
- (2) 正当な理由なく協定の締結に応じないとき。
- (3) 選考をした法人の経営状況の急激な悪化等により、事業の実施が確実でないと認められるとき。
- (4) 社会的な信用を著しく損なう等により、公私連携保育法人としてふさわしくないと認められる事実が生じたとき。

16 注意事項

- (1) 指定申請書等の提出後に辞退をする場合は、辞退届を提出してください。
- (2) 申請書類等の内容は、明らかな間違いかつ軽微な事項を除き、変更することはできません。
- (3) 申請書類等に虚偽の記載があった場合は、失格とします。
- (4) 益城町が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがあります。
- (5) 益城町は、公私連携保育法人の選考経過の公表等が必要な場合には、申請書類等のうち必要な内容を公表できるものとします。なお、提出された書類は、理由のいかんを問わず返却しません。
- (6) 申請書類等の著作権は、申請者に帰属します。ただし、選定結果の公表をする場合

その他、町が必要と認めるときは、申請書等の内容を使用できるものとします。

- (7) 申請に関し必要な費用は、全て申請者の負担とします。
- (8) 審査結果については、応募者全員に文書で通知するとともに、応募の概況(経過等)、審査内容の概要については益城町のホームページで公表します。
- (9) 審査結果に対する異議申立ては受け付けませんが、事前審査を含む選定結果に係る情報開示請求は、令和6年8月7日(水)午後5時まで受け付けます。この場合の回答は、令和6年8月15日(木)(予定)までに行います。
- (10) この要綱に定める事業は、本件事業の実施に係る予算の議案について益城町議会の議決を得ることを条件として進めています。

○ 書類提出先・問合せ先

861-2295

熊本県上益城郡益城町大字宮園702番地

益城町役場 こども未来課 保育係(担当 村上、松本)

(電話) 096-286-3117 (FAX) 096-286-4523

(E-mail) hoiku-propo@town.mashiki.lg.jp